

観光パンフレット等更新業務委託 プロポーザル方式審査要項

1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び提案書類を提出した参加者(以下「参加者」という。)に限る。

2. 審査の方法

- (1) 審査は、参加資格審査及びヒアリング審査により実施する。
- (2) 参加資格審査は、本市が設置した「観光パンフレット等更新業務委託 プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)事務局が審査する。
- (3) ヒアリング審査は、委員会が参加者の審査を行う。
- (4) 評価項目、配点、評価基準は、別紙1「ヒアリング審査 審査基準」のとおりとする。
- (5) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに評価項目に対して評価点を付与する。
- (6) 参加者が1者の場合であっても審査を実施する。

3. ヒアリング審査

(1) 審査項目の概要

ア 企画提案内容

- ・テーマの理解
- ・企画の独自性や創意工夫
- ・企画の実現性
- ・企画の発展性

イ 事業者概要・実績

- ・体制
- ・実施に対する姿勢
- ・受注実績

ウ 見積

- ・見積価格

(2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。

ア 参考見積書の金額が見積限度額を超えている場合

イ 提案書類について、定めた提出方法、提出先及び期限に適合しない場合

ウ 提案書類の提案内容に疑義がある場合

エ ヒアリング審査に遅刻又は欠席した場合

オ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

(3) ヒアリング審査の概要は以下のとおりとする。

ア 準備作業 10分以内

イ 参加者からの提案書に関する概要説明 約10分

ウ 委員会から参加者へのヒアリング 約15分

エ 参加者の出席人数は3人以内(うち1人は実際の制作に携わる予定のもの)とする。

オ 提案書類に関する概要説明に使用するモニター、HDMIケーブル及び電源は貸与するものとし、その他の必要備品は参加者が準備するものとする。

カ 説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。

(4) 各委員の点数について、評価項目ごとに平均値(小数点第2位以下切捨て)を算出し、

その合計をヒアリング審査の点数とする。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により、ヒアリング審査を延期又は中止、若しくはオンライン会議ツールでの実施に変更する場合がある。その際の審査方法は別に指示する。
- (6) 審査結果は、ヒアリングを受けたすべての参加者に通知する。

4. 受託候補者の決定

- (1) ヒアリング審査の点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。ただし、ヒアリング審査の点数が60点以上であることを条件とする。
- (2) ヒアリング審査の総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。見積額も同じ場合は、評価項目のうち「1. 企画提案の内容」の総得点が最も高い者を受託候補者とし、なおも同点の場合には委員長の決するところとする。
- (3) 参加者が1者の場合にあっても、ヒアリング審査の点数が60点以上であれば、受託候補者に決定する。

ヒアリング審査 審査基準

採 点 項 目	評 価 事 項	点 数
1. 企画提案内容 (60点)	・ 本事業の目的や趣旨を十分に理解し、志摩市の地域の特性に応じた提案がなされているか	／ 15
	・ 他地域での事例等をふまえ、企画の独自性や創意工夫がみられるか	／ 15
	・ 志摩市の特性を踏まえ、企画の具体性、妥当性、実現可能性を伴った内容になっているか	／ 15
	・ 志摩市の地域資源を最大限に活用し、かつ業務終了後も継続的に発展していく可能性を持っているか	／ 15
2. 事業者概要・実績 (30点)	・ 業務を円滑に遂行できる体制がとられているか	／ 10
	・ より良いパンフレットとポスターを制作するために、積極的にアイデアを出し、努力する姿勢が見られるか	／ 10
	・ 履行実績については、顧客のイメージやブランドに合った、魅力的で訴求力の高いデザインとなっているか	／ 10
3. 見積 (10点)	・ 見積額の積算内容が妥当であるか	／ 10
合 計		100 点